

# 尾道市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年8月25日(火) 13時55分～14時50分

2. 開催場所 尾道市役所 2階 多目的スペース1

3. 出席委員 18人(委員総数19人)

|     |     |       |     |       |           |
|-----|-----|-------|-----|-------|-----------|
| 会 長 | 13番 | 山田 清  |     |       |           |
| 副会長 | 16番 | 高橋 泰登 | 18番 | 江田 敏道 |           |
| 委 員 | 1番  | 松浦 徳和 | 2番  | 中司 善章 | 3番 佐々木 崇  |
|     | 4番  | 柏原 始  | 5番  | 村上 正  | 6番 堀川 尚   |
|     | 7番  | 上峠 数博 | 8番  | 佐藤 顕治 | 9番 櫻本 訓由  |
|     | 10番 | 吉原 正紀 | 11番 | 宗 訓親  | 12番 林原 啓  |
|     |     |       | 15番 | 米田 健一 | 17番 渡邊 直行 |
|     | 19番 | 中司 邦弘 |     |       |           |

欠席委員 1人

14番 植原 宗哉

4. 農地利用最適化推進委員の出席 17人(推進委員総数18人)

|       |       |       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 國近 正有 | 青山 基裕 | 迫 勝善  | 大本 展祥 | ————— | 深見 和志 |
| 小川 隆三 | 源田 芳教 | 内海 直子 | 大坂 昌治 | 奥本 浩己 | 宮地 眞良 |
| 須山 猛  | 峰松 正邦 | 花岡 秀登 | 向井 猛  | 蓼原 勲  | 中田千種郎 |

5. 議事日程

第1 議案(審議事項)

議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第33号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第35号 非農地証明申請について

審議事項(2) 尾道中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による  
 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

第2 議案(報告事項)

報告第35号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について  
 報告第36号 農地法第3条の規定による許可処分の取消しについて  
 報告第37号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する受理について  
 報告第38号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する受理について  
 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

第3 その他

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 作田 太

事務局職員 高橋 知佐子 土本 充 木田 健太 寄高 佑介

7. 農林水産課職員

職員 佐藤 亮太

## 8. 会議の概要

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 議 長 | <p>あいさつ（省略）</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。本日の出席者の報告をさせていただきます。</p> <p>委員総数は19名で、本日の出席委員は18名、欠席委員は1名です。<br/>定足数に達しておりますので、本日の総会は成立しております。</p> <p>議事録署名は3番・佐々木 崇委員、4番・柏原 始委員をお願いします。</p> <p>農地利用最適化推進委員は、18名中、出席委員は17名です。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長 | <p>それでは、これから申請に基づく議題に入ります。</p> <p>議案書の方をご覧ください。</p> <p>議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事務局 | <p>それでは、議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>（議案第32号、申請番号101番から115番までを議案書をもとに説明）</p> <p>申請番号101番、権利の種類は贈与による所有権移転です。<br/>申請地は栗原町の1筆、現況地目は畑、面積は20㎡です。<br/>譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。<br/>なお、当該農地では野菜を栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号102番、権利の種類は売買による所有権移転です。<br/>申請地は栗原町の5筆、現況地目は畑、面積は合計で736㎡です。<br/>譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。<br/>なお、当該農地では自家消費用のウメ、ビワ、カキのほか、季節の野菜を栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号103番、権利の種類は売買による所有権移転です。<br/>申請地は栗原町の2筆、現況地目は畑、面積は合計で168.23㎡です。<br/>譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は所有農地と隣接し利便性を高めるためです。<br/>なお、当該農地では、ウメ、カキ、プラムを栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号101番から103番までの申請については、8月4日、中司邦弘委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号104番、権利の種類は売買による所有権移転です。<br/>申請地は百島町の1筆、現況地目は畑、面積は195㎡です。<br/>譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。<br/>なお、当該農地ではブドウを栽培する申請となっております。<br/>この申請については、8月3日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で、申請書一式及び航空写真にて確認を行いました。</p> |

申請番号105番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は西藤町の1筆、現況地目は畑、面積は466㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は相手方の要望によるです。  
なお、当該農地では大根やキャベツなどの野菜を栽培する申請となっております。  
この申請については、8月4日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号106番、権利の種類は交換による所有権移転です。  
申請地は向島町の1筆、現況地目は畑、面積は132.23㎡です。  
譲り渡し理由、譲り受け理由ともに、現況と登記を合わせるためです。  
この度、譲渡人の不動産を整理する際判明したもので、現在、当該農地では譲受人が柑橘を栽培をしていることから、話し合いの結果、もう一方の農地と交換することとなりました。  
もう一方の農地は、その他状況の欄へ記載のとおりです。

この申請については、8月5日、中司善章委員、林原委員、大阪推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号107番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は向島町立花の1筆、現況地目は畑、面積は1,158㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では大根や玉ねぎなどの野菜のほか、レモンも栽培する申請となっております。  
この申請については、8月5日、吉原委員、林原委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号108番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は因島田熊町の計2筆、現況地目は畑、面積は合計で349㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では自家消費用の季節の野菜を栽培する申請となっております。  
申請番号108番の申請については、8月6日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号109番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は因島中庄町の1筆、現況地目は畑、面積は59㎡です。  
譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は新規耕作者としてです。  
なお、当該農地では自家消費用の季節の野菜・果樹を栽培する申請となっております。

申請番号110番、権利の種類は売買による所有権移転です。  
申請地は因島中庄町の1筆、現況地目は畑、面積は201㎡です。  
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は農業経営の規模拡大のためです。  
なお、当該農地では、季節の野菜を栽培する申請となっております。

申請番号111番、権利の種類は贈与による所有権移転です。  
申請地は因島中庄町の1筆、現況地目は畑、面積は1,619㎡です。  
譲り渡し理由は農業廃止、譲り受け理由は相手方の要望によるです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

申請番号109番から申請番号111番の申請については、8月6日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号112番、権利の種類は、贈与による所有権移転です。  
申請地は瀬戸田町名荷の計3筆、現況地目は全て畑、面積は合計で1,654㎡です。  
譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。  
なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。

|     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>申請番号 1 1 3 番、権利の種類は贈与による所有権移転です。<br/> 申請地は瀬戸田町名荷の 1 筆、現況地目は畑、面積は 2 5 7 m<sup>2</sup>です。<br/> 譲り渡し理由は農業経営の規模縮小、譲り受け理由は自宅に隣接し利便性を高めるためです。<br/> なお、当該農地では柑橘を栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号 1 1 4 番、権利の種類は贈与による所有権移転です。<br/> 申請地は瀬戸田町名荷の 1 筆、現況地目は畑、面積は 2 2 5 m<sup>2</sup>です。<br/> 譲り渡し理由は相手方の要望による、譲り受け理由は自宅から近く利便性を高めるためです。<br/> なお、当該農地では、柑橘を栽培する申請となっております。</p> <p>申請番号 1 1 2 番から申請番号 1 1 4 番の申請については、8 月 7 日、佐々木委員、花岡推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。</p> <p>申請番号 1 1 5 番、権利の種類は期間 3 年間の区分地上権の設定（更新）です。<br/> 農地法第 5 条申請番号 6 6 番で、営農型太陽光発電設備設置に伴う一時転用許可の申請が出されていますが、この申請地の上空を使用する権利を設定するものです。<br/> この申請地の上空を使用する権利を地上権と言いますが、本件のように上空の一部を使用する場合は、区分地上権という権利を設定することとなります。</p> <p>申請地は、瀬戸田町名荷の 3 筆、現況地目は畑、面積は合計で 1, 9 8 0 m<sup>2</sup>です。<br/> 貸し渡し理由は営農型太陽光として耕作するため、借り受け理由は引き続き営農型の太陽光発電として利用するためです。<br/> 期間 3 年間については、一時転用期間と同じ期間となっております。<br/> この申請については、8 月 7 日、佐々木委員、花岡推進委員、瀬戸田第 7 地区の委員、事務局職員で申請者立会いのもと現地調査を行いました。</p> <p>申請番号 1 0 1 番から申請番号 1 1 5 番までの申請につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号に規定する不許可事例には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。<br/> なお、申請番号 1 1 5 番につきましては、後ほど審議していただく農地法第 5 条の申請番号 6 6 番と同時に許可決定することとなります。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。<br/> 質疑及び補足説明等のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質疑、補足説明等なし)</p> <p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号 1 0 1 番から 1 1 5 番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定することに決しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 議 長 | <p>次に、議案第 3 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 事務局 | <p>それでは、議案第 3 3 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |

(議案第33号、申請番号12番及び13番を議案書をもとに説明)

申請番号12番、所在は西藤町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、164.74㎡の一部転用事案です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分は第2種農地に該当します。

以降、同様の農地を「その他2種」と説明させていただきます。

転用目的は駐車場となっております。

申請人は、以前より申請地の一部を駐車場として利用しており、申請に際して顛末書が添付されております。

申請番号13番、所在は西藤町の1筆、地目は田、農振農用地区域外、59㎡の転用事案です。

申請地は市街化調整区域にあり、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は宅地拡張となっております。

申請人は、以前より庭敷きとして利用しており、申請に際して顛末書が添付されております。

申請番号12番、13番の申請については、8月4日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいま、事務局より説明が終わりました。

質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。

(質疑、補足説明等なし)

ないようですので、農業委員による採決に入ります。

議案第33号の申請番号12番及び13番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、議案第34号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第34号、「農地法第5条の規定による許可申請について」ご説明いたします。

(議案第34号、申請番号55番から66番を議案書をもとに説明)

申請番号55番、申請内容は売買による所有権移転です。

所在は栗原町の2筆、地目はすべて畑、農振農用地区域外、111㎡の転用事案です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であり、農地区分はその他2種に該当します。

転用目的は駐車場となっております。

譲受人は譲渡人が所有する住宅も一緒に譲り受け、駐車場として利用したいというものです。

なお、申請に際しては、既に駐車場として利用していたことから顛末書の提出がされております。

この申請については、8月4日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 56 番、57 番につきましては、転用目的及び転用事業主が同一のため一括して説明いたします。

申請内容はすべて売買による所有権の移転です。

所在は美ノ郷町本郷の 2 筆、地目はすべて田、農振農用地区域外、面積は合計で 1, 101 m<sup>2</sup>の転用計画です。

申請地は全て市街化調整区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当します。

転用目的は太陽光発電設備で、いずれも太陽光パネル 168 枚、発電量 49.5 kW が計画されています。

譲受人は、岡山市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人であり、この度申請地を購入し、太陽光発電設備を設置し、売電したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号 56 番、57 番については、8 月 3 日、上峠委員、迫推進委員と事務局職員で申請代理人立会いの元、現地調査を行いました。

申請番号 58 番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は西藤町の 1 筆、地目は田、農振農用地区域外、266 m<sup>2</sup>の転用計画です。

申請地は市街化調整区域にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。

転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、木造 2 階建て、建築面積 89.43 m<sup>2</sup>が計画されています。

借受人は貸渡人と親族関係にあり、孫の住宅にしたいというもので、都市計画法による建築許可見込みです。

この申請については、8 月 4 日、渡邊委員、深見推進委員、事務局職員で現地調査を行いました。

申請番号 59 番、60 番、61 番につきましては、転用目的及び転用事業主が同一のため一括して説明いたします。

申請内容はすべて売買による所有権移転です。

所在は浦崎町の 4 筆、地目はすべて田、農振農用地区域外、面積は合計で 1, 249 m<sup>2</sup>の転用計画です。

申請地は都市計画区域外にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。

転用目的は太陽光発電設備で、いずれも太陽光モジュール 132 枚、発電量 44.55 kW が計画されています。

譲受人は広島市に本店を置く太陽光発電事業を営む法人であり、この度申請地を購入し、太陽光発電設備を設置し、売電したいというもので、本件はFIT制度の対象外の事業となっております。

申請番号 59 番から 61 番については、8 月 4 日、高橋委員、檀上推進委員と事務局職員で申請代理人立会いの元、現地調査を行いました。

申請番号 62 番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。

所在は御調町丸門田の 1 筆、地目は田、農振農用地区域外、482 m<sup>2</sup>の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域（用途地域外）にあり、農地区分はその他 2 種に該当します。

転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 117.18 m<sup>2</sup>、駐車場 3 区画、合併浄化槽が計画されています。

借受人は貸渡人の子であり、この度申請地を無償で借り受け、住宅を新築したいというものです。

この申請については、8 月 5 日、堀川委員、小川推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号 63 番、申請内容は売買による所有権移転です。

所在は御調町仁野の 1 筆、地目は田、農振農用地区域外、1, 229 m<sup>2</sup>の転用計画です。

申請地は非線引き都市計画区域（用途地域外）にあり、農地区分はその他 2 種に該当します。

転用目的は配電塔建設用地で、配電塔、駐車場 8 区画、トイレが計画されています。

申請番号 64 番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。  
所在は因島田熊町の 1 筆、地目は畑、農振地域外、551 m<sup>2</sup>の転用計画です。  
申請地は非線引き都市計画区域（用途地域内）にあり、農地区分は第 3 種農地に該当します。  
転用目的は一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 104.34 m<sup>2</sup>、駐車場 1 区画、合併浄化槽が計画されています。  
借受人は貸渡人の孫であり、この度申請地を無償で借り受け、住宅を新築したいというものです。  
この申請については、8 月 6 日、村上正委員、宮地推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号 65 番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。  
所在は因島原町の 1 筆、地目は畑、農振農用地区域外、294 m<sup>2</sup>の転用事案です。  
申請地は非線引き都市計画区域（用途地域外）にあり、農地区分はその他 2 種に該当いたします。  
転用目的は、一般住宅用地で、住宅 1 棟、建築面積 108.83 m<sup>2</sup>、駐車場 4 区画、合併浄化槽となっております。

借受人は貸渡人の孫であり、この度申請地を無償で借り受け、住宅を新築するものです。  
なお、申請に際しては、申請者及び建築業者の認識不足より、既に工事着工に入っていたことから顛末書の提出及び指導を行っております。  
この申請については、8 月 7 日、佐々木委員、花岡推進委員と事務局職員で現地調査を行っております。

申請番号 66 番、申請内容は使用貸借による権利の設定です。  
所在は瀬戸田町名荷の全 3 筆、地目は畑、農振農用地区域外、1,980 m<sup>2</sup>のうち 0.29 m<sup>2</sup>の一時転用の更新事案です。  
申請地は非線引き都市計画区域（用途地域外）にあり、昭和 45 年に瀬戸田町農協主体で農業構造改善事業を行っており、農地区分は第 1 種農地と考えられます。  
一時転用目的は営農型太陽光発電設備で、パネル枚数 204 枚 発電量 49.5 Kw、パネル置面積 767.60 m<sup>2</sup>、支柱 156 本です。  
転用面積の 0.29 m<sup>2</sup>は、支柱 156 本の合計面積です。  
借受人は、因島原町に本店を置く太陽光発電や不動産業などを営む法人で、貸渡人は当該法人の代表者であり本件農地の営農者になります。

本件は、農地に支柱を立てて上部空間に太陽光発電設備を設置し、パネルの下部ではさかきの栽培をしており、農業と発電事業を同時に行おうとする申請であり、農地全体を転用するのではなく、パネルの支柱部分のみに一時転用許可を受け、営農しながら発電事業を行うというものです。

申請地は令和 2 年 9 月に農地法第 5 条による 3 年間の一時転用許可を受け、営農型太陽光発電設備を設置しており、今回が 2 回目の更新であり、引き続き 3 年間の一時転用を行いたいというものです。

この申請については、8 月 7 日、佐々木委員、花岡推進委員、瀬戸田第 7 地区の委員と事務局職員が、申請者立会いのもと現地調査を行いました。  
また同日に瀬戸田第 7 地区の委員と申請者、農林水産課、農業委員会事務局職員にて、地域計画の協議の場を開催し、農地の利用集積や集団化、その他の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないことを確認しております。

営農型太陽光の更新につきましては、パネル下部における耕作物が上部にパネルのない通常の露地栽培における地域の平均的な単収と比較して、おおむね 8 割を満たすことが更新の基準となっておりますが、直近の収穫年度の単収はその基準を満たしております。

申請人に対しては、現地調査や協議の場を通して、更新基準である単収の収穫量だけでなく、採算や損益を意識した農業経営を行うことや、具体的な栽培・営農計画を立てた上で、さかきの営農をしていくことを指導したうえで、今回の更新申請は妥当であると判断したものであります。  
なお、本件は、営農型太陽光発電設備に係る一時転用の更新案件として、広島県農業会議に意見聴取することとなります。

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|       | <p>以上、全ての申請のうち、太陽光案件につきましては、申請地に隣接する農地所有者等に対し、申請人により事前の説明がなされており、事業に対する同意書が提出されております。</p> <p>なお、一部には、隣接農地所有者や近隣住人との接触が困難で未提出のものもありますが、申請人に対しては、引き続き同意書の徴取に努めるよう指導中であり、今後とも指導してまいります。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>                                                                                                           |
| 議 長   | <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 7 番委員 | <p>申請番号 56, 57 番の件なのですが、現地を確認した時に、申請地の中に用水路があったのですが、この辺りの水利組合との絡み、用水路を確保できるのかどうか、その辺りの話ができていればいいのですが、その辺りが分かれば教えてください。</p>                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局   | <p>水路はそのまま、潰さずに、水路から 150 とか離して、水路をそのまま活かして太陽光発電をするという申請に変わっております。</p> <p>8 月 11 日に申請代理人が水利組合を訪問して、8 月 18 日以降にも訪問して水利組合との最終打合せを実施し、打合せ完了後に再び農業委員会事務局へ報告するようにしています。</p>                                                                                                                                                                       |
| 7 番委員 | <p>1. 5m ほど幅を取るということですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 事務局   | <p>水路の周りは 1m、水路の幅は 50cm とるようになっています。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 7 番委員 | <p>隣の耕作者は別に影響を感じないから同意をしてもらったということですね。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 事務局   | <p>はい。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 7 番委員 | <p>ありがとうございました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 議 長   | <p>ほかにありませんか。</p> <p>(質疑、補足説明等なし)</p> <p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>議案第 34 号の申請番号 55 番から 66 番は、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>(挙手多数)</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。</p> <p>なお、関係他法令が審査中の案件につきましては、他法令が許可になりしだい許可決定することといたします。</p> <p>また申請番号 66 番の案件につきましては、農業委員会ネットワーク機構への意見聴取をし、許可妥当の答申後に許可決定することといたします。</p> |
| 議 長   | <p>次に、議案第 35 号「非農地証明申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明を求めます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 事務局   | <p>それでは、議案第 35 号 非農地証明申請について、ご説明いたします。</p> <p>(議案第 35 号、申請番号 40 番から 48 番までを議案書をもとに説明)</p> <p>申請番号 40 番、栗原東の 1 筆、現況地目は山林、面積は 403㎡です。</p> <p>利用状況は、平成 13 年頃には耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。</p> <p>農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。</p>                                                                                                            |

申請番号 4 1 番、栗原町の 1 筆、現況地目は山林、面積は 7 6 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、平成元年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。  
申請番号 4 0 番、4 1 番については、8 月 4 日、中司委員、青山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号 4 2 番、西藤町の全 4 筆、現況地目は墓地及び雑種地、面積はあわせて 6 8 5 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、6 8 1 番については、江戸時代より墓地になっている状況です。  
その他については、昭和 5 0 年頃には駐車場用地として使用され、雑種地となっている状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。  
この申請については、8 月 4 日、渡邊委員、深見推進委員と事務局職員で現地調査を行い、墓地及び雑種地に判定されました。

申請番号 4 3 番、向島町の 1 筆、現況地目は山林、面積は 8 5 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、昭和 5 1 年頃から耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。

申請番号 4 4 番、向島町立花の 5 筆、現況地目は山林、面積は 5 3 1 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、平成 1 8 年頃には、耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、市街化調整区域です。  
申請番号 4 3 番、4 4 番については、8 月 5 日、吉原委員、林原委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号 4 5 番、御調町菅の 3 筆、現況地目は山林、面積は 3 2 8 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、平成 2 1 年頃には耕作を放棄し、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）です。  
この申請については、8 月 5 日、宗委員、内海推進委員と事務局職員で現地調査を行い、山林に判定されました。

申請番号 4 6 番、因島大浜町の 1 筆、現況地目は宅地、面積は 3 1 0 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、昭和 3 1 年に建物が建築され、以降住宅敷地として利用され、宅地となっている状況です。  
農振農用地区域外、第 2 種農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）です。  
この申請については、8 月 6 日、松浦委員、須山推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

申請番号 4 7 番、瀬戸田町御寺の 1 筆、現況地目は宅地、面積は 1 3 7 m<sup>2</sup>です。  
利用状況は、昭和 4 8 年に隣接地と併せて建物が建築され、以降宅地となっている状況です。  
申請地は農振農用地区域内農地、非線引き都市計画区域（用途地域外）の農地であり、隣接地の既存建物が農振農用地区域内農地にある今回の申請地に越境していることが判明したことから、農林水産課と協議を行い、建物敷地部分について、必要最小限の面積で分筆を行い、農振除外を行う予定です。  
なお申請に際しては、顛末書の提出がなされております。

この申請については、8 月 7 日、江田委員、向井推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地に判定されました。

|                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>議 長</p>              | <p>申請番号４８番、瀬戸田町荻の５筆、現況地目は宅地及び山林、面積は１，７６２㎡です。</p> <p>利用状況は、〇〇番については、昭和６１年には建物が建築され、以降宅地となっている状況です。</p> <p>その他については、昭和６１年には耕作を放棄され、現在は雑木等が繁茂し、山林化している状況です。</p> <p>この申請については、８月７日米田委員、蓼原推進委員と事務局職員で現地調査を行い、宅地及び山林に判定されました。</p> <p>以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。</p> <p>ただいま、事務局より説明が終わりました。</p> <p>質疑・補足説明等のある方は挙手をしてください。</p> <p>（質疑・補足説明等なし）</p> <p>ないようですので、農業委員による採決に入ります。</p> <p>申請番号４０番から４８番までは、原案のとおり許可決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>（挙手多数）</p> <p>挙手多数ですので、本件は、原案のとおり許可決定をすることに決しました。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| <p>議 長</p> <p>農林水産課</p> | <p>次に、市からの意見聴取案件である審議事項（２）「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>この説明のために農林水産課の職員が出席されますので、農林水産課より説明を求めます。</p> <p>農用地利用集積等促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定により、貴会の意見を求めます。</p> <p>今回は２５件、合計９２筆についてですが、説明については新規案件分の番号１番から１４番までとさせていただき、それ以降の番号１５番から２５番までは利用権設定からの更新案件ですので説明を省略させていただきます。それでは、説明をいたします。</p> <p>（農用地利用集積等促進計画（案）の議案書をもとに説明）</p> <p>１番、瀬戸田町高根の１筆、３，３０２㎡についてです。</p> <p>農地中間管理機構から転貸後は認定農業者の果樹の生産用地として使用されます。権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和１８年９月３０日までです。</p> <p>２番、瀬戸田町高根の１筆、１，６４２㎡についてです。</p> <p>転貸後は認定農業者の果樹の生産用地として使用されます。権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和１８年９月３０日までです。</p> <p>３番、瀬戸田町高根の１筆、１，３９１㎡についてです。</p> <p>転貸後は法人の果樹の生産用地として使用されます。権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和１８年９月３０日までです。</p> <p>４番、瀬戸田町高根の１筆、３，９５７㎡についてです。</p> <p>転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の果樹の生産用地として使用されます。権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和１８年９月３０日までです。</p> <p>５番、瀬戸田町高根の１筆、４９６㎡についてです。</p> <p>転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の果樹の生産用地として使用されます。権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和１８年９月３０日までです。</p> |

6 番、因島重井町の 4 筆、合計 2, 9 5 7 m<sup>2</sup>についてです。  
転貸後は法人の野菜及び果樹の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和 1 8 年 9 月 3 0 日までです。

7 番、向島町岩子島の 1 2 筆、合計 3, 3 3 6 m<sup>2</sup>についてです。  
転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の野菜の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権及び使用貸借権で、存続期間は令和 1 8 年 9 月 3 0 日までです。

8 番、向島町岩子島の 3 筆、合計 1, 8 8 7 m<sup>2</sup>についてです。  
転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の野菜の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和 1 8 年 9 月 3 0 日までです。

9 番、向島町岩子島の 1 1 筆、合計 5, 1 8 0 m<sup>2</sup>についてです。  
転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の野菜の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権及び使用貸借権で、存続期間は令和 1 8 年 9 月 3 0 日までです。

1 0 番、因島原町の 5 筆、合計 1, 6 9 3. 8 m<sup>2</sup>についてです。  
転貸後は認定農業者の果樹の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和 1 8 年 9 月 3 0 日までです。

1 1 番、因島重井町の 1 筆、1, 8 6 6 m<sup>2</sup>についてです。  
転貸後は法人の果樹の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和 1 8 年 9 月 3 0 日までです。

1 2 番、因島重井町の 1 筆、2, 5 6 7 m<sup>2</sup>についてです。  
転貸後は法人の果樹の生産用地として使用されます。  
権利の種類は賃貸借権で、存続期間は令和 2 8 年 9 月 3 0 日までです。

1 3 番、木ノ庄町木門田の 5 筆、合計 2, 7 5 8 m<sup>2</sup>についてです。  
転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の水稻の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和 1 8 年 9 月 3 0 日までです。

1 4 番、瀬戸田町垂水の 1 筆、1, 4 6 0 m<sup>2</sup>についてです。  
転貸後は地域計画に位置付けられた担い手の果樹の生産用地として使用されます。  
権利の種類は使用貸借権で、存続期間は令和 1 8 年 9 月 3 0 日までです。

本日の農業委員会でのご審議を経まして、農用地利用集積等促進計画の認可を広島県が判断することになります。

以上で議案の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長

ただいま、農林水産課より説明が終わりました。  
質疑のある方は挙手をして下さい。

(質問・意見なし)

質疑がないようですので、農業委員による採決に入ります。

農用地利用集積等促進計画（案）については、異議ない旨の意見決定することに、賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数ですので、本件は、異議ない旨の意思決定をすることに決しました。  
農林水産課の方、ご苦労様でした。

議 長

次に、報告事項に入ります。  
報告第 3 5 号から第 3 9 号までを一括して審査を行います。

|     |                                                                                                                 |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|     | <p>質疑のある方は挙手をしてください。</p> <p>(質問、意見なし)</p> <p>質疑がないようなので、報告事項を終わります。</p> <p>以上で、本日の議案の審議ならび報告事項はすべて終了いたしました。</p> |
| 議 長 | 次に、その他に入ります。                                                                                                    |
| 各委員 | <p>まず各調査区での活動状況について報告があれば、挙手のうえ発言してください。</p> <p>(活動状況報告：省略)</p>                                                 |
| 議 長 | 次に、事務局より、その他についての説明を求めます。                                                                                       |
| 事務局 | (事務局 説明)                                                                                                        |
| 議 長 | ただいまの事務局の説明について、農業委員、農地利用最適化推進委員の方で、質疑のある方は挙手をしてください。                                                           |
| 事務局 | (質疑応答)                                                                                                          |
| 議 長 | <p>それではこれもちまして、尾道市農業委員会総会を閉会いたします。</p> <p>閉会にあたり副会長があいさつをいたします。</p>                                             |
| 副会長 | <p>長時間にわたり、慎重な審議ありがとうございました。</p> <p>本日はご苦労様でした。</p>                                                             |